

## 10. 輸入貨物に保険を付していない場合の保険料



### 【照会要旨】

当社(買手)は、売手からCFR条件で中古衣類を購入(輸入)します。  
 今回輸入する貨物には保険を付していません。  
 輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、通常必要とされる保険料の額を見積もって、現実支払価格に加算する必要がありますか。

### 【回答要旨】

上記の取引においては、通常必要とされる保険料の額を見積もって、現実支払価格に加算する必要はありません。

(理由)

現実支払価格に加算される「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する保険料」とは、輸入貨物の輸入港までの運送に関して実際に要した保険料をいいます。  
 貴社の輸入貨物には、保険が付されていませんので、通常必要とされる保険料の額を見積もって、輸入貨物の現実支払価格に加算する必要はありません。

### 【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第1号  
 関税定率法基本通達4-8(4)イ

### 注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。  
 (具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)